

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和5年10月13日・東京都規則第142号

第1 概要

1 改正理由

脱炭素社会の実現に向けた実効性ある取組の強化を図るため、令和5年東京都議会第三回定例会に提案する都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）の改正に伴い、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度及び地球温暖化対策報告書制度について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

ア 地球温暖化係数（第3条の4）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第4条の改正に伴う係数変更を反映する。

イ 事業所の所有事業者等（第4条の4）

事業所において住居の用に供する部分のみを所有する者は、条例第5条の8により原則削減義務の対象から除かれるが、届出により削減義務の対象者（事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者）になることができるものとする。

ウ 特定温室効果ガスの排出の状況に関する届出（第4条の5）

特定温室効果ガス排出量の報告の際に、事業所が自ら使用する排出係数（実排出係数）を確認・記載して報告させるものとする。

エ その他ガス削減量（第4条の9の2）

第四計画期間からのその他ガス削減量を定義する。

オ 超過削減量（第4条の11）

基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量のうち、各年度の削減義務量（各年度の基準排出量に各年度の削減義務率を乗じた量）を超過した量に占める省エネ対策及び再エネ利用（オンサイト・オフサイト）相当量を合計した量をクレジットとして発行できるものとする（省エネ対策及び再エネ利用相当量の割合は、知事が別に定める方法で算定する。）。ただし、発行できる超過削減量は、基準排出量の65%から削減義務量を減じて得た量を上限とする。

カ 都内削減量（第4条の11の2）

中小規模事業所において、地球温暖化対策報告書の提出と併せて、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030年に向けた達成水準」以上に削減したエネルギー使用

量相当の排出量をクレジットとして発行できるものとする。ただし、中小企業者については、達成水準未滿の削減量のうち知事が別に定める量についてもクレジットを発行できるものとする。

キ その他削減量（第4条の13）

（ア）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第9条の効力の失効に伴う改正（第1号）

（イ）再エネ由来の証書の環境価値を特定温室効果ガス排出量から控除したときは、当該控除した量をその他削減量として利用できない旨を規定（第2号）

ク 義務充當の失効（第4条の14）

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第4条の効力の失効に伴う改正

ケ 削減義務率（第4条の16）

（ア）条例第5条の13第1項第3号ウ（中小企業の所有割合が2分の1以上となり指定取消しを受けた事業所が再度特定地球温暖化対策事業所になった場合に選択できる旧特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度の基準排出量）の新設に伴い、「第一期該当事業所」の定義を変更する。（第2項）

（イ）第四計画期間の削減義務率（50%/48%、41%/39%）を規定する。（第6項）

（ウ）第四計画期間の削減義務率が適用される事業所のうち、医療施設については、第三計画期間から第四計画期間にわたる激変緩和措置として、第四計画期間に限り削減義務率を2%減ずる。（第7項）

（エ）全エネルギー使用量に対する電気の使用割合が2割未滿の事業所については、第四計画期間に限り、削減義務率を3%減ずる。（第7項）

コ 基準排出量（第4条の17）

（ア）主に熱等を供給する事業所について、販売する熱等の実績に排出係数を乗じて基準排出量を算出することができるものとする。（第2項ただし書）

（イ）条例第5条の13第1項第3号の新設に伴い、規則で定める要件及び方法を規定する。（第4項から第6項まで）

サ 優良特定地球温暖化対策事業所（第4条の20）

（ア）優良特定地球温暖化対策事業所の削減義務率の減少措置を撤廃する。（第1項）

（イ）メニュー別係数を使用する事業所で現行規定における提出期限までに提出ができない場合にあつては、知事が別に定める日までに提出するものとする。（第1項ただし書）

（ウ）優良特定地球温暖化対策事業所の超過削減量の発行上限を撤廃する。（第3項）

（エ）認定取消について条例第5条の15を改正したことに伴う改正（第5項）

シ 再生可能エネルギーを変換して得られる電気及び熱の量（第4条の22の2）

条例第5条の25において事業者が毎年度把握する事項として追加した再エネ利用量について、その算定方法を規定する。

ス 地球温暖化対策計画書（第4条の23）

メニュー別係数を使用する事業所で現行規定における提出期限までに提出ができない場合にあつては、知事が別に定める日までに提出するものとする。

セ 特定テナント等事業者の計画書の提出（第4条の23）

（ア）特定テナント等地球温暖化対策計画書における報告事項に、再エネ利用量を追加す

- る。(第1項)
- (イ) メニュー別係数を使用する事業所で現行規定における提出期限までに提出ができない場合にあっては、知事が別に定める日までに提出するものとする。(第2項ただし書)
- ソ 事業者による地球温暖化対策計画の公表等(第5条)
事業者による公表事項に、再エネ利用量を追加する。
- タ 知事による地球温暖化対策計画の公表等(第5条の2)
知事による公表事項に、再エネ利用量を追加する。
- チ 検証機関に関する制度変更による改正(第5条の5、第5条の6、第5条の7、第5条の9、第5条の11、第5条の12、第5条の13の2、第5条の16)
- (ア) 検証区分(優良事業所基準への適合(第一区分事業所))と検証区分(優良事業所基準への適合(第二区分事業所))を統合する。
- (イ) 検証機関として登録を行える対象について、個人を廃止し、法人のみ登録できるものとする。
- (ウ) 検証機関の営業所所在地の制限を廃止する。
- (エ) 営業所の名称又は所在地を変更する場合の届出を事前届出から事後届出に変更する。
- ツ 申請書等の提出(第5条の16の2)
申請書の正本に添付する書類については電磁的記録により提出ができるものとする。
- テ 優良特定地球温暖化対策事業所の認定期間の延長(制定附則第11項)
第三計画期間の途中で認定を受けた事業所の認定期間は第三計画期間末までではなく、認定を受けた年度から第四計画期間に引き続く5年間継続するものとする。
- ト 算定に関する経過措置(改正附則第2項)
算定対象年度が第三計画期間中の年度(令和6年度以前)の場合は、施行日以降も、改正後の規定にかかわらず、改正前の方法で特定温室効果ガス排出量等を算定する旨を規定する。
- ナ 削減義務率に関する経過措置(改正附則第3項)
年度途中から制度対象事業所となった事業所の削減義務率について規定する。
- ニ 基準排出量の決定に関する経過措置(改正附則第4項)
施行日前に既に基準決定を行った事業所の基準排出量は、従前のおりとする。ただし、条例附則第9項(熱供給事業所の新たな決定方法の第3計画期間適用)、附則第12項(中小企業の所有割合が2分の1以上となり指定取消を受けた事業所が再度特定事業所になった場合に選択できる旧特定事業所の基準排出量)については、この限りでない。
- ヌ 公表に関する経過措置(改正附則第5項)
事業者による公表を行う対象の年度が第三計画期間中の年度(令和6年度以前)の場合は、公布日以降も、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定事項について公表する旨を規定する。
- ネ 検証機関の登録区分に関する経過措置(改正附則第6項)
施行日前に第6区分で登録を受けた検証機関については、施行日後には第5区分で登録を受けたものとみなす。
- ノ 個人として登録された検証機関の経過措置(改正附則第8項)
施行日前日時点で個人の検証機関が登録されている場合は、第5条の9(登録事項変更の届)、第5条の13の2(添付書類)、第5条の16(公示事項)は、従前の規定を適

用する。

ハ 検証主任者の登録区分に関する経過措置（改正附則第9項）

施行日前に第6区分で登録を受けた検証主任者については、施行日後には第5区分で登録を受けたものとみなす。

ヒ 優良特定地球温暖化対策事業所の経過措置（改正附則第10項から第13項まで）

施行日前において既に優良特定地球温暖化対策事業所の認定を受けている事業者及び第四計画期間に優良特定地球温暖化対策事業所の認定を受ける事業者が、条例附則第2項の経過措置により義務率減少措置を受ける場合の義務率減少期間、義務率を減少する値及び申請手続を規定する。

フ 燃料等の供給を主たる事業とする事業所の経過措置（改正附則第15項から第18項まで）

燃料等の供給を主たる事業とする事業所が、条例附則第9項の経過措置により第三計画期間中の基準排出量の変更を行う場合の対象事業所、変更することができる量及び申請手続を規定する。

ヘ 条例第5条の13第1項第3号に該当する事業所の経過措置（改正附則第19項及び第20項）

令和5年度までに条例第5条の13第1項第3号に該当した事業所が条例附則第12項の経過措置により第3計画期間中の基準排出量の変更を行う場合の申請手続を規定する。

ホ 第三計画期間の削減義務率の経過措置（改正附則第22項）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年東京都規則第四十三号）の一部を改正する。

マ 別表第1の3（新設）

基準排出量算定時の特定温室効果ガス年度排出量の算定方法を新たに規定する。

ミ 別表第1の3の2（旧別表第1の3）

(ア) 条例第5条の13第1項第3号ウにより新たに定められた基準排出量の決定方法を特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準を定める別表及び備考欄に追加する。

(イ) 規則第4条の17第2項ただし書により新たに定められた燃料等の供給を主たる事業とする事業所の基準排出量の決定方法を特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準を定める別表に追加する。

ム 別表第1の3の3（旧別表第1の3の2）

条例第5条の13第1項第3号ウにより新たに定められた基準排出量の決定方法を事業所区域の変更に伴う基準排出量の算定方法を定める別表及び備考欄に追加する。

(2) 地球温暖化対策報告書制度

ア 地球温暖化対策報告書の提出（第5条の19）

(ア) メニュー別係数を使用する事業所で現行規定における提出期限までに提出ができない場合にあつては、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(イ) 地球温暖化対策報告書の提出は電磁的記録により行うことができるものとする。

(3) その他規定整備

ア 軽微な変更

「すべて」を「全て」に、「備え置き」を「備置き」に改める。

イ 法令改正による改正（第4条の21の9）

民事執行法の改正による条ずれを反映する。

ウ 法令名変更による改正（第13条の6）

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改める。

第2 施行日

令和7年4月1日

ただし、以下の規定は公布の日から施行する。

(1) 第1 2 (1) キ (ア) 及びクの改正（第4条の13、第4条の14第1項）

(2) 第1 2 (1) ケ (ア) の改正（第4条の16第2項）

(3) 第1 2 (1) コ (ア) の改正（第4条の17第2項）

(4) 第1 2 (1) コ (イ) の改正（第4条の17第4項から第6項まで）

別表第1の3の2を別表第1の3の3に改める部分を除く。

(5) 第1 2 (1) サ (エ) の改正（第4条の20第5項）

(6) 第1 2 (1) フの改正（改正附則第15項から第18項まで）

(7) 第1 2 (1) への改正（改正附則第19項及び第20項）

(8) 第1 2 (1) ホの改正（改正附則第22項）

(9) 第1 2 (1) ミの改正（旧別表第1の3）

「都内削減量」の項から「対策の実施」を削除する部分及び本別表を別表第1の3の2とする部分を除く。

(10) 第1 2 (1) ムの改正（旧別表第1の3の2）

本別表を別表第1の3の3とする部分を除く。

(11) 第1 3 (3) イの改正（第4条の21の9）

(12) 第1 3 (3) ウの改正（第13条の6）

第3 問合せ先

1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

環境局気候変動対策部総量削減課事業活動担当

直通 03-5388-3487

2 地球温暖化対策報告書制度関係

環境局気候変動対策部総量削減課温暖化対策報告書担当

直通 03-5388-3517